## 計量法施行規則第百二十一条に基づく特定計量証明事業管理者講習に関する公告

**○独立行政法人　産業技術総合研究所公告第三十号**

計量法施行規則（平成十三年経済産業省令第二十九号）第百二十一条の規定に基づき、特定計量証明事業管理者講習に関し必要な事項を次のように公告する。

平成二十五年八月二十六日　　独立行政法人　産業技術総合研究所　理事長　中鉢　良治

一　受講資格

（一）環境計量士（濃度関係）であって、ダイオキシン類の実務の経験一年以下の者

（二）環境計量士（濃度関係）であって、一年を超えるダイオキシン類の実務経験を有する者

（三）環境計量士（濃度関係）の下で、ダイオキシン類の実務に携わっている者

二　講習時期　平成二十五年十月二十一日から平成二十五年十月二十五日まで

三　講習会場　独立行政法人　産業技術総合研究所　計量標準管理センター　計量研修センター

〒三〇五―八五六一　茨城県つくば市東一丁目一番地一　中央第一　外周　さくら館

四　講習概要

（一）ダイオキシン類の分析、測定等の技術に関する事項

（二）特定計量証明事業（ダイオキシン類）の品質管理に関する事項

（三）ダイオキシン類関係法規に関する事項

五　受講料　三万六千四百円

六　講習予定人員　三十名（ただし、受講者決定に当たっては、受講資格（一）の者を優先する）

七　受講申請書提出期間　平成二十五年八月二十六日から平成二十五年九月二十五日まで（郵送による場合は、最終日消印有効とする。ただし、最終日前でも定員になり次第受付は終了とする。）

八　受講申請書提出先　独立行政法人　産業技術総合研究所　計量標準管理センター　計量研修センター

〒三〇五―八五六一　茨城県つくば市東一丁目一番地一　中央第一　外周　さくら館

九　提出書類（各一通）

1　受講申請書（独立行政法人　産業技術総合研究所が定める別紙様式第3号）

2　履歴書（独立行政法人　産業技術総合研究所が定める別紙様式第2号）

3　写真（大きさは、縦四・五センチメートル・横三・五センチメートル、正面、半身、脱帽、提出日前三ヶ月以内に撮影したもので、裏面に氏名を自署したもの）

4　受講に関する調査票（特定計量証明事業管理者講習）

5　環境計量士（濃度関係）登録証の写し（受講資格（一）及び（二）の者）

6　申請者本人のあて名を明記した返信用封筒（大きさは角形二号で「簡易書留」と朱書きし、四百四十円切手を貼付）

十　提出方法　郵送による場合は、簡易書留等配達の記録が残る方法で送付すること。

十一　その他

独立行政法人　産業技術総合研究所　計量研修センターのホームページ

http://www.nmij.jp/~metroltrain/において、提出書類の様式等本件に関する情報を公開する。

## 独立行政法人都市再生機構公告

### 独立行政法人都市再生機構首都圏ニュータウン本部公告第６号

平成25年９月29日に執行する草加都市計画事業三郷中央一体型特定土地区画整理審議会委員選挙の選挙人名簿を縦覧に供したが、縦覧に供した選挙人名簿に異議の申出がなかったので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第22条第１項の規定に基づき、公告する。

また、この選挙において選挙すべき委員の数を下記のとおり定めたので、同条第４項の規定に基づき、公告する。

平成 25 年８月 26 日

独立行政法人都市再生機構
首都圏ニュータウン本部
本部長　安達　哲郎

記

1　宅地の所有者が選挙すべき委員の数　11人

2　宅地について借地権を有する者が選挙すべき委員の数　1人

## 独立行政法人都市再生機構公告

### 独立行政法人都市再生機構山形都市開発事務所公告第１号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第88条第２項の規定により、山形広域都市計画事業蔵王みはらしの丘土地区画整理事業の換地計画を下記のとおり縦覧に供するので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第55条の２において準用する同令第３条の規定により公告する。

平成 25 年８月 26 日

独立行政法人都市再生機構
山形都市開発事務所
所長　矢作　文敏

記

1　縦覧期間　平成25年８月27日から
平成25年９月９日まで

2　縦覧場所　山形県山形市大字松原1504番地２
独立行政法人都市再生機構山形都市開発事務所

3　縦覧時間　午前９時00分から
午後５時25分まで

以　上

## 弁理士登録公告

平成25年８月７日に行った弁理士の登録及び抹消した者を弁理士法第27条の規定により次のとおり公告します。

登　録

| 月　日 | 登録番号 | 氏　名 |
|---|---|---|
| ８月７日 | 19268 | 若松　美紀 |
| ８月７日 | 19269 | 谷　昌樹 |
| ８月７日 | 19270 | 山内　昭人 |
| ８月７日 | 19271 | 田中　健太 |
| ８月７日 | 19272 | 山中　文 |
| ８月７日 | 19273 | 浜　正胤 |
| ８月７日 | 19274 | 鈴木　泰彦 |
| ８月７日 | 19275 | 和田　諭 |

登録抹消

| 年月日 | 登録番号 | 氏　名 | 事　由 |
|---|---|---|---|
| 平成25年７月10日 | 07047 | 高良　英通 | 死亡抹消 |
| 平成25年７月31日 | 11383 | 吉見　京子 | 申請抹消 |
| 平成25年７月31日 | 15108 | 松倉　英樹 | 〃 |
| 平成25年７月31日 | 15285 | 木村　純平 | 〃 |
| 平成25年７月31日 | 15565 | 西守　有人 | 〃 |

弁理士数　10,166名
（平成25年８月７日現在）

平成 25 年８月 26 日　　日本弁理士会

## 型式部材等製造者の認証に関する公示

### 一般財団法人日本建築センター公示第製 105 号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第68条の11第１項の規定により型式部材等製造者の認証を行ったので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の５の７第１項の規定に基づき、認証を受けた型式部材等の種類、認証年月日、認証を受けた者の氏名又は名称及び認証番号を次のとおり公示する。

平成 25 年８月 26 日

一般財団法人日本建築センター
理事長　松野　仁

建築基準法施行令第136条の２の11第１号に掲げる建築物の部分（認証年月日：平成25年４月３日）

旭化成ホームズ株式会社

製010101Abaa0180344、製010101Abaa0181328
製010101Abaa0182834、製010101Abaa0182838
製010101Abba0180344、製010101Abba0181328
製010101Abba0182834、製010101Abba0182838
製010101Abca0180344、製010101Abca0181328
製010101Abca0182834、製010101Abca0182838
製010101Abab0180344、製010101Abab0181328
製010101Abab0182834、製010101Abab0182838
製010101Abbb0181328、製010101Abbb0182834
製010101Abbb0182838、製010101Abcb0181328
製010101Abcb0182834、製010101Abcb0182838
製010101Abac0180344、製010101Abac0180828
製010101Abac0182834、製010101Abac0182838
製010101Abbc0181328、製010101Abcc0181328
製010101Abbe0182634、製010101Abbe0182638

サンヨーホームズ株式会社

製010101Abba0081223、製010101Abba0081432
製010101Abba0081433、製010101Abca0081213
製010101Abca0081322、製010101Abca0081323
製010101Abca0081432、製010101Abca0081433
製010101Abbb0080132、製010101Abbb0080133
製010101Abbb0080422、製010101Abbb0080423
製010101Abcb0080132、製010101Abcb0080133
製010101Abcb0081122、製010101Abcb0081123
製010101Abbc0081122、製010101Abbc0081123
製010101Abcc0081122、製010101Abcc0081123